

平成29年8月7日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成 29 年 8 月 7 日 (月)
午後 2 時 00 分から午後 3 時 25 分まで
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室 (2階)
- 3 議 事 議案第 17 号 農地法第3条の規定による許可申請について 1 件
議案第 18 号 農地法第4条の規定による許可申請について 2 件
議案第 19 号 農地法第5条の規定による許可申請について 4 件
議案第 20 号 非農地通知について 2 件
議案第 21 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について
- 4 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 業務報告・予定
3) その他

出席委員 18 名

- | | |
|--------------|----------------|
| 1 番 高 田 法 定 | 11 番 荒 木 貞 道 |
| 2 番 宇 川 傳 治 | 12 番 日 光 善 治 |
| 3 番 中 島 一 朗 | 13 番 三 輪 和 雄 |
| 4 番 古 村 正 夫 | 14 番 大 谷 文 男 |
| 5 番 山 崎 和 英 | |
| 6 番 田 悟 敏 子 | 16 番 島 倉 博 |
| | 17 番 水 上 俊 秀 |
| 8 番 和 田 俊 信 | 18 番 杉 森 清 弘 |
| 9 番 青 島 由 弘 | 19 番 吉 江 秀 一 |
| 10 番 高 藤 孝 一 | 20 番 前 田 真 一 郎 |

- 欠席委員 7 番 中 村 重 樹
15 番 西 尾 信 秋

発言者	発言事項
会長	<p>朝晩なら涼しいかなと思ったけど、最近朝晩もとても暑くて、仕事がやりづらいという状況でございます。ましてや明日あたりからは台風が来そうですが、少しでも災害のないことを祈っている所でございます。</p> <p>市長から任命を受けまして、今日が最初の総会ということで、私も大変不安ではございますが、皆様の協力をもって務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会8月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は、18名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員は中村委員さん、西尾委員さんとなっております。</p> <p>議事に入る前に、本日の議事録署名委員を指名いたします。2番の宇川委員さん、3番の中島委員さんをお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○議案第17号 「農地法第3条の規定による許可申請について」計1件 ○議案第18号 「農地法第4条の規定による許可申請について」計2件 ○議案第19号 「農地法第5条の規定による許可申請について」計4件 ○議案第20号 「非農地判断通知について」計2件 ○議案第21号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について」 <p>以上、5件の付議議案となっております。</p> <p>それでは、順次審議いたします。議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号7番は、面積が4,339㎡、賃貸借権の設定を行おうとするものです。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられておりますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。</p> <p>農地法第3条については、最近は所有権の移転の許可が大半でしたが、今回は賃貸借権の設定となっております。申請者様には、利用権設定という制度があるということもお伝えしたんですが、知り合いの司法書士さんから3条許可の申請書を作ってもらって申請したいというご意向でしたので、こちらを作っていただいて受理いたしました。以上です。</p>

会長	それでは、○番の○○地区、○○委員さんより受付番号7番について、調査報告をお願いいたします。
○○委員	それでは、報告致します。今ほど事務局からお話があった通り、今回この案件は、賃借権を設定するという案件です。譲渡人が○○さん、譲受人は○○さんです。○○さんにお話を伺いました。○○さんは○○歳で大変高齢でして、田んぼをどうしようかということで、○○さんの弟さんとお話をされて、縁故に当たる○○さんと今回のお話になったそうです。○○さんは現在、ご自分でも田んぼを耕作されております。○○さんは○○のの近くで○○おられる方です。この方は山で田んぼを耕作されていて、ご自分で堤5つを自己管理しながら谷合で農業をされております。今回、この綾子に12筆あります4,339㎡の田んぼでぜひ耕作をしたいということで契約に至ったそうです。作業受委託でもできるんじゃないかというお話もしていたんですが、こういった契約書も作られて20年の契約になっております。こちらの田んぼには、現在水稻が植えてあります。これは○○さんが、○○さんが養子さんを迎えられた時に、口約束で○○さんと契約をして水稻を作っておられました。○○の○○の弟さんをもらわれたそうですが、この方が亡くなられて、跡を継ぐ人が誰もいないということで、この度、○○さんとのお話になったそうであります。よろしく申し上げます。
会長	ありがとうございました。それでは、ただいまの件についてであります、ご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第17号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第17号については「承認」といたします。続いて、議案18号「農地法第4条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。
事務局	議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。 受付番号3番は、面積が97.38㎡で、本家住宅宅地のため転用しようとするものです。位置図については、2ページをご覧ください。また、土地利用計画図を3、4ページに添付しております。 この農地は、第1種農地であり、運用通知の許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。 受付番号4番は、面積が309㎡で、農機具格納庫、進入路及び車庫敷地のため転用しようとするものです。位置図については5ページをご覧ください。また、土地利用計画図を次のページに記載しております。 この農地は、第1種農地であり、運用通知の許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	○番の○○地区、○○委員さんより受付番号3番と4番について、調査報告をお願いいたします。
○○委員	○○地区の○○でございます。調査結果を報告したいと思います。 まず、受付番号3番は、位置図の3ページをご覧ください。こちらに○○地区の○○番地と○○番地がございます。○○さんご本人に確認して参りました。以前、本宅が古くなって新築しようとした時に、既設宅地は狭いということで、地面もいろいろ探してみたということでしたが、やはり既設宅地の田んぼの方に造成してしまったということでございます。現地調査において、水路とか雨水の方も見てきましたが、問題はなく自然勾配で放流もされております。今回の申請にあたっては、本当に申し訳ないことをしたと平謝りだったんですが、併せて区長の同意と始末書も提出されているということで、本人自身も反省もされておりますので、よろしく申し上げます。

	<p>続いて、受付番号4番は、小矢部市〇〇地区です。申請者は〇〇さんです。この方とお会いしてお話を聞いて参りました。位置図の6ページをご覧ください。〇〇さんは昭和36年ごろに個人事業として、農地用の資材販売会社を立ち上げました。当時、場所が少なかつたということで、この〇〇番地、あと農具も置かなければならないということで〇〇番地の方をお父様が建設されたということです。この地面を見直してみたところ、今回の2ヶ所が田であったということで、許可申請をお願いしたいということです。お父様が亡くなられて、登記をしないといけないということで今回の申請になりました。本来であれば、農振除外申請とか農地転用の手続きを経て、造成するべきでしたが、本当に申し訳ないということでした。現状回復も困難だということで見えてまいりました。始末書の方も提出されて今回の申請となっております。現地調査において、隣接農地の乗り入れや雨水排水など、問題はありませんでした。耕作者、区長からの同意書も出ております。この方も反省されていたので、ひとつよろしく申し上げます。以上です。</p>
会長	<p>それでは、ただいまの件についてであります。ご質問等はございませんか。</p>
〇〇委員	<p>現在は住宅が建ってしまっているということですよ。</p>
〇〇委員	<p>そうです。2軒ほど建ってしまっています。もうどうしようもないということで、平謝りでした。</p>
会長	<p>他に無いようですので、「異議なし」として議案第18号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第18号については「承認」といたします。 続いて、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明させていただきます。</p>
事務局	<p>議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書3ページをご覧ください。 受付番号8番は、面積が499㎡で、農家分家住宅敷地へ転用するため、賃貸借権の設定を行おうとするものです。位置図については、8ページをご覧ください。 この農地は第1種農地であり、運用通知の許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。 受付番号9番は、面積が553㎡で、一般住宅敷地へ転用するため、所有権の移転を行おうとするものです。なお、一般住宅への転用許可面積の上限は500㎡ですが、農業上利用しがたい過小残地を生ずる場合にあたり20%の加算が認められております。位置図については、10ページをご覧ください。 この農地は第1種農地であり、運用通知の許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。 受付番号10番は、面積が261㎡で、農家分家住宅敷地へ転用するため、賃貸借権の設定を行おうとするものです。位置図については、12ページをご覧ください。 この農地は、第1種農地であり、運用通知の許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。 受付番号11番は、面積が12,839㎡で、砂利採取に伴う一時転用を行おうとするものです。位置図については14ページをご覧ください。 4番の農地は、農用地ですが、砂利採取に伴う一時転用であり、運用通知の許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号8番について調査報告をお願いいたします。</p>

〇〇委員	〇〇地区の〇〇です。譲渡人の〇〇さんにお話を聞きに行ってまいりました。父親が高齢になり、〇〇さんと妻だけでの農作業が難しくなったので、次男に相談した所、〇〇地区に戻って農業を手伝うということになったそうです。それで、こちらの田んぼに家を建てるといことだそうです。生活排水、雨水の放水については現地確認をしたところ、特に問題は無いように思われます。以上です。
会長	次に、18番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号9番と10番について、調査報告をお願いします。
〇〇委員	こちら9、10番と2件あります。まず、受付番号9番ですが、申請地が〇〇番地、位置図が10ページになります。譲受人の〇〇さんと譲渡人の〇〇さんです。〇〇さんにお話を伺ってきました。譲受人の〇〇さんは石川県の方で家を建てようとしたんですが、地元では建てにくいということで、小矢部市で探されて、仲介人を通して紹介があったそうです。現地は田んぼです。位置図の11ページをご覧ください。下水道も来ていますし、農業用排水も雨水排水も現地確認をしましたが、問題はありませんでした。隣接者や区長の同意も得ているということですのでよろしくお願いします。 10番は、先ほど受付番号3番の〇〇さんの案件と関連しております。位置図の12ページをご覧ください。小矢部市〇〇番地です。現在〇〇さんは奥様と二人でお住まいです。息子さんは小矢部市内にお住まいです。親が高齢になり、地元で農家分家住宅を建てて農作業の手伝いをしたいと、また、高齢の親の面倒を看たいということです。そういうことで土地を求められています。親の住宅の後にある田んぼですが、そちらに新たに造成したいそうです。現地を見てきて、下水や用排水路は問題ありませんでした。区長の同意も得ているということです。息子さんも早く居住したいということで、申請が終わり次第着工したいということです。よろしくお願いします。以上です。
会長	次に、〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号11番について、調査報告をお願いします。
〇〇委員	ご苦労様です。11番の報告をさせていただきます。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。面積は12,839㎡で、目的は砂利採取です。位置図は14ページ、15ページです。14ページを見ておきますと、境目の〇〇さんの宅地が田んぼで切れているようになっていますが、15ページの方を見ていただくと、実際は〇〇さんの圃場はこちら側が空いていて、ここから入って行けるようになっています。そちらが搬入路になります。その境目の畔に畦畔を入れて奥の田んぼへ水を入れてあります。〇〇さんの田んぼはここから奥に入っていますし、〇〇さんの方の仲間田の方は畦畔ブロックが入っているのですが、そちらへ抜くのと、逆の83番のグレーの方へ水を抜いてありました。砂利を掘る所は、麦後で草が生えていてトラクターでおこしてしていました。砂利を掘るために初めてこちら側だけ耕作するので、こちら側だけ田んぼをしても水が抜けなくなることをないように確保して下さいとのことでした。〇〇さんの圃場も〇〇さんの圃場も〇〇さんが受けておられるということです。お父さんはハトムギに薬を撒いていて忙しそうだったので、息子さんにお話を聞いてきました。下の田んぼの方にも水が抜けると言っていました。〇〇さんが受けておられる他の田んぼでも砂利を掘っているわけですが、畔を除いて一町田ほどのものがぼつぼつと生まれているので、これもどうなるんですかと、〇〇の方へ聞きますと、仕上がりは〇〇さんの〇〇さん側の田んぼ、2枚ありますが、その中畔は取るということです。もう一つは、〇〇さんと〇〇さんの仲間田の畦畔も取って田んぼを大きくしていくということでした。期間については、9月1日から来年の8月31日まで。一時転用ということでよろしくお願いします。以上です。
会長	それでは、ただ今の4件についてであります。ご質問等はございませんか。
会長	以上で無いようですので、「異議なし」として議案第19号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。

会長	それでは、「異議なし」として、議案第19号については「承認」といたします。 それでは、議事の途中ですが、事務局長が退席されます。
事務局長	もう一つ会議が重なっております、私はここで中座をさせていただきます。またよろしく お願いします。
会長	ご苦労様でした。 それでは、続きまして議案第20号「非農地通知について」、事務局より説明していただき ます。
事務局	議案第20号についてご説明いたします。 議案第20号は、長期間耕作されずに放置されている農地が、農地法第2条第1項の「農 地」に該当するか否かを国が定めた判断基準に基づき農地か非農地かを判断するもので す。議案書は4ページ、位置図の方は16ページ以下になります。 非農地と判断するには、農業として利用するには、一定水準の物理的条件整備が必要 である。 また、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない。そして、その土地が森林 の様相を呈している。又は、その土地の状況から見て農地として復元しても継続して利用 できないと見込まれる、という基準に合致する必要があります。 今回の案件は、〇〇地区と〇〇地区の2件です。 番号10番は、〇〇地区の所在は〇〇番畑以下9筆で、合計面積が1,004㎡です。土地 所有者は小矢部市〇〇の〇〇さんです。 番号11番は、〇〇地区で土地の所在が〇〇番田以下9筆で、合計面積が846㎡です。 登記簿上の土地所有者は、小矢部市〇〇番地1の〇〇さんとなっています。 現地調査をしたところ両方とも「非農地」の判断基準に合致していると考えられます。この 総会で決議されれば、次のページの非農地通知書を発行する予定です。以上です。
会長	それでは、〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより、調査番号10番の調査報告をお願いい たします。
〇〇委員	それでは、10番を報告させていただきます。〇〇の〇〇という地区です。地番は〇〇番 地、外8筆。面積は1,004㎡です。土地の所有者は〇〇の〇〇の本家だそうです。先日、 現地を見てまいりました。位置図の16ページをご覧ください。ピンクの所、ここは〇〇の〇 〇の西側の山間の方です。昭和40年代前半にはそちらで畑をされていたそうなんです が、その後できなくなって杉の苗を植えたそうです。現在は杉の他に雑木も生えて雑木林 状態になっています。18、19ページの写真をご覧ください。このような状態になっておりま す。よろしく申し上げます。以上です。
会長	次に、〇〇地区、〇〇委員さんより、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	それでは報告させていただきます。ここの所有者は〇〇の方ですが、〇〇内に9筆ありま して、846㎡でございます。位置図20、21ページをご覧ください。場所は〇〇の〇〇の上 の方に当たります。私もびっくりしましたが、こんな所に〇〇地番があって不思議でした。こ の位置図のピンクに塗ってある所の右側に昔の農道のような細い道と水路があるんです が、この道を通って確認に行くことができませんでした。そこで〇〇の横に〇〇と書いてあ りますね。この脇を通過して、山の中を通過してピンクの位置の山道を通って確認に行きま した。確認した所、〇〇の〇〇番から上全部が原野状態になっておりまして、位置図も写真 も見ていただければ分かるようにこういう状態になっています。この谷合一面、上に溜池が あるんですが、この溜池が一円こういう状態で、道も用水も確認できる状態ではありません でした。溜池は水が溜まったら、水害という観点もあるんですが、ここは水がたまらないよ うにしてあるそうでございます。こういう状態になったのはいつ頃かという、転作が始まった 時分から、〇〇からここまで転作をしに来ることができなかったのも、こういうような原生林 状態になっておりますので、ここに水路も復元して、農道も整備して、農地をまた復元する ということは不可能ではないかなと見てまいりました。以上です。

会長	それでは、ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。
〇〇委員	今言われていることだと、今ピンクの所だけしているけれども全部申請をしないとイケないということですね。
〇〇委員	事務局に質問、いいですか。結局これは今部分的に分かってますが、非農地の申請は総会のたびに毎回毎回、出ていますよね。次々出てくるというのはどういうことなんですか。
事務局	今、総会で審議していただいているのは、今年の4月から初めて出てきたんですが、全て所有者さんから市の事務局にご相談があって、もう農地ではないんだけどどうすればいいかというのをお話しいただいて、最近こういう制度を初めたので申請を出して下さいというご案内をして出してもらったものばかりです。それとは別に遊休農地の確認というのを皆さんに年間を通して進めていただくというのがあります。その処理の中で農地として復旧困難なひどいものに分類されたものについては、積極的に非農地の認定を行っていかなければならないというのを県からも聞いているので、それはまた後々上げさせていただくことになると思います。
〇〇委員	それは積極的にということは、農業委員が行ってということですか。
事務局	続投されている委員さんをご承知だと思いますが、毎年11月頃に遊休農地を事務局の方でリストアップして、見てきて下さいというお願いをさせてもらっています。それを見ていただいて、若干程度が良くて、手を入れて農地としてやり直せる遊休農地と、これはもうだめだというような遊休農地の2つに分類させていただいています。今後は悪い方に分類を行った農地については、農地のままにしておいてもどうしようもないということで、今総会上げさせていただいているように、議案として上げさせていただいて、非農地として認定を行っていく必要があるかと考えています。
〇〇委員	分類は農地パトロール以降ですか。
事務局	以降になります。
〇〇委員	わからないのでちょっとお聞きしますが、非農地というのは何年、何十年とそうなっているんですよね。それは小矢部市の農地の面積の中に入っているのか、入っていないのか。抜けているのか。どうなっているのですか。
事務局	入っているはずです。
〇〇委員	入っているということは転作にカウントされているということですね。
〇〇委員	野帳には入っていないんですよ。
事務局	農地の面積にもいろんなカウントの仕方がありますので、農地台帳の話とか、転作野帳の話とかいろいろとあるので、現状のものはおそらく転作野帳には入っていません。
〇〇委員	入っていないならいいんです。転作の関係で動くから。

〇〇委員	<p>今の話ですが、ご指摘があったように転作面積の中へ入っている事例もあるわけで、今の再生機構の方へ農地を通じて出せばお金がいくら当たるというような絡みがある中で、地権者が1,000㎡までなら残しておけるという規定の中で、そんな人のものをよく見てみると、ずっと転作で農地でありながら柿とか栗とか書いてあって、そういうのを中間管理機構で見に行った時に、受け手の人はそれも全部、引っ張ってこないといけないというような、とてもおかしい感じになるので、積極的に是正する方法ははいんですか。どこかで誰かがそんな農地を何かしようとするときに、誰かが犠牲になって困ることが必ず出てくると思うので。</p>
〇〇委員	<p>難しい問題ですよ。そのままにしても登記所では田のままなので。それは市の方に言ってもだめなので。これは何かをして、非農地があるのなら農業委員会の方で積極的に農家の人にどうですかと言って、すっきりと整理をして。小矢部市の農地の面積が曖昧なものなので。と、僕は思います。</p>
〇〇委員	<p>それを中間管理機構を通して、今〇〇委員が言われたように、永年作物みたいな感じで、今の柿とか栗とか。そういう所もあった場合に中間管理機構を通した場合、それも全部受けないといけないんですか。</p>
〇〇委員	<p>それが農地になっている場合、その面積も全部何かしないとけなくなる。例えば、999㎡までなら問題ないが、1,000㎡以上になるとこっちが受けてこないといけなくなる。</p>
〇〇委員	<p>逆に言うと、林地になっているものなら、第4条でやって頂いた方が1番いいですよ。</p>
〇〇委員	<p>管理機構で受けていただいて、その分だけ辞退すればよいのではないですか。</p>
事務局	<p>最近、農業委員会の方にもご相談いただいた件で、〇〇さんがおっしゃっているのは〇〇さんのお話ですよ。実は〇〇さん、7月以前に総会で非農地の通知というのを議案として上げさせていただいているんです。今ほどおっしゃられた果樹がなっている所とは別の所、小字が付いたところを非農地としてやられているんです。最初に中間管理機構を通して農地を預けたい。預けるということで経営転換協力金をもらいたいんですけどというご相談がありました。しかし、台帳を見てみるとたくさん山になっている農地が台帳に上がっていて、それを中間管理機構を通すことも適切ではないですし、それを預かろうとおっしゃる農家さんもおられなくて、現状が非農地であれば、まず農業委員会の方で非農地通知を出して、農地と言えない所を除いてしまって、きれいな状態にして中間管理機構を通されてはどうですかというお話を農林課と農業委員会と所有者さんを合わせてお話させていただきました。そこで、ご本人さんから台帳と地図を見比べてここが非農地だという申請書を出していただいて、4月から今までの間に議案を上げさせてもらって非農地にしたという経緯があります。</p> <p>それで、今度中間管理機構を通そうかという話にはなったんですが、その時に非農地とは言いがたいのですが、野帳を見たら果樹がある所がありまして、委員会としても現状で果樹が生えている所は農地になるので、そこを非農地という扱いにして同じように消すということは適切ではないですというお話をさせてもらいました。それを中間管理機構を通して受け手さんが受けられないという話もあると思うので、果樹があったという話と、非農地の話は切り分けて考えていただきたいんです。今回は確認を進めて行ったら果樹がある農地がまるまる残っていて、それが1,000㎡を超えているので、中間管理機構を他の農地を通して経営転換協力金の対象にはならないというお話をさせてもらいました。例えば、普通の田があって非農地になるような状態のものが1,000㎡以上あるという方については、今お話したように農地でないものは非農地の通知をして使える農地だけが残っている状態の台帳にしてから中間管理機構を通せば経営転換協力金の対象になるのではないかとということをお話して農林課とも話をしております。もしそういう事例があって所有者さんから預かってもらえないかという話があるときにはそういう方法もあるということをお話してもらっても結構ですし、農業委員会もしくは農林課の方にご相談いただけるように一言お伝えいただけたらと思います。</p>

〇〇委員	例えば、木が1本だけ植えてあったりとか、カボチャだけが植えてあるとか。何年間も何もしていない。地権者の方はそんな農地を持っていても、転作になると考えている。だんだんと増えていくから、農業委員会もそういう所をきちんと見て、ダメなものはダメとですと言っていないといけない。本人がやる気もないのに、そんな農地を残しておくこと自体がおかしいと思います。
会長	そういうこともあるので、年に1回、農地パトロールという月間を設けると、新しく農業委員会の制度が変わって、全筆を1年間を通して見て下さいと言われてるので、やっぱり農業委員が自ら進んでこういうことにならないようにやっていってもらわないといけないということですよ。また、他の市町村のことも聞いてきたいと思いますので、その件についてはこれくらいでよろしいでしょうか。
全委員	はい。
会長	以上で無いようですので、「異議なし」として議案第20号については「非農地」と判断し、土地所有者宛に「非農地通知書」を送付することに議決いたします。 続いて、議案第21号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について」、事務局より説明していただきます。
事務局	<p>それでは、議案第21号についてご説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)についてであります。まず根拠法令から説明させていただきますと、農業委員会等に関する法律の第7条第1項に、農業委員会は次に掲げる事項について指針を定めるように努めなければならないとされています。それが何かというと、第1号に、その区域内、小矢部市内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標、第2号に、その区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法となっております。農地等の利用の最適化の推進と言いますのは、先日の20日の説明会でもご説明しましたが、農業委員会等の法律の改正によって農業委員会の新たな業務として位置付けられたもの。中身としましては、遊休農地の発生防止解消、担い手への農地利用の集積、集約化。新規参入の促進。この3つの項目を農地等の利用の最適化と言っています。これを推進する目標と方法について農業委員会は、指針を定めなければならないとなっています。第2項に農業委員会は前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは農地利用最適化推進委員の意見を聞かなければならないとされています。</p> <p>小矢部市は推進委員を委嘱しなくてもよいとされているので、農業委員さんにこの指針についての意見を求めるということになっております。その為、本日議案として提出させていただいた次第であります。こちらの指針の案について、各項目の目標設定ですとか、考え方についてお話させていただきます。まずは各項目の目標年についてです。国が策定しました農林水産業地域の活力創造プランにおいて、2023年度までに担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立を目標としていること。また、県が策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針において、平成35年において育成すべき、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手の目標というものを設定しています。2023年は平成35年ですので、この指針の目標年も平成35年を目標としたいと考えております。資料を進めていただきまして、9ページ目から国が定めた活力創造プランを抜粋してあります。11ページの1番下に、点線で囲まれている目標とあります。ここの下線の部分に2023年度までに担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立と記載されています。また13ページ以降には、富山県の基本方針を抜粋してありまして、16ページの下線の方に平成35年において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手の目標を明らかにし、とありますので、平成35年を目標とさせていただきたいと考えております。</p>
	7ページにお戻りください。遊休農地の発生防止、及び解消の目標ですが、最終的には理想としては0%、遊休農地がありませんというのが目標ですので、0%を目標とさせていただきます。現実的には難しい数字だとは思いますが、何haまでなら残しても良いというのは説明しにくい所がありますので、目標として0%を掲げさせていただきたいなと思っております。現状の数字が平成29年3月で、管内の農地面積3,640haに対して遊休農地の面積が3.2ha。割合としては0.09%です。この右側の表には農業委員の改選のタイミングも記載しております。29年から目標の35年の3月までの6年間となっております。ページが飛びますが、21ページをご覧ください。指針の中に表として記載するのが、現状の数字と委員改正を迎える3年後の数字、また最終の目標年となる35年の数字、この3年間の数字を記載したいと思っております。

続きまして、8ページをご覧ください。担い手への農地利用の集積、集約化についてであります。こちらにも同様に29年3月時点の現状の数字がございます。集積率としては、72.9%という数字になっております。こちらは県が定める基本方針の、資料の17ページをご覧ください。基本方針の中で、農用地の利用集積及び面的集積という目標を県が定めております。この目標の数値が90%とされていますので、小矢部市の目標も同様に90%を35年時点の目標値と設定したいと考えております。続きまして、8ページの真ん中の方、新規参入の促進についてであります。過去3年間の小矢部市内の新規参入の実績を参考にしまして、26年でお1人、新規就農者さんがいらっしゃいましたので、実績としては1年間で0.3人になるのですが、6年間にすると2人という数字になるかと思えます。それにしますと、途中の年で0人という目標を設定することになります。目標として掲げる数字としましては、年間1人というのは適切な数字ではないかと思えます。現状とはかけ離れている数字ではありませんが、今年では0人でもいいでしょうという数字を考え方としてお示しするのはあまりよろしくないと思うので、毎年、最低限1人という数字で設定したいと考えております。なお、市が策定しています農業経営基盤強化の促進に関する基本構想というものがございまして、18ページ目から抜粋してあります。

その中の20ページ目の1番下の方、その中では確保育成すべき人数の目標という項目がございまして、年間4人以上の青年等の確保を目標とするという数字が書いてありますが、この計画の中で言っています4人というのは法人就農を含めた4人ですのでこの目標とはまた別の数字という考え方で毎年1人と設定したいと思えます。続きまして、21ページに指針の案の本文を掲載しております。まず、第一に基本的な考え方ということで、先ほど申しました目標の年の設定の仕方について記載しております。第2から3つの項目について目標と具体的な推進方法というものが書いてあります。目標については今ほどお話しましたので、具体的な推進方法についてお話しますと、まず、遊休農地の発生防止解消の推進方法については、①利用状況調査と利用意向調査の実施について、協議・検討をして調査の徹底を図る。②利用意向調査の結果を受け、農家の意向を中間管理機構へ通知し、農地の利用集積化に努める。③利用状況調査と同時に実施する、荒廃農地の発生、解消状況に関する調査の徹底、B分類、再生利用困難な農地に区分された農地については、状況に応じて非農地判断を行い守るべき農地を明確にするということであります。③については、秋から冬にかけてお願いする利用状況調査、農地パトロールで再生利用困難と判断されたものについては、非農地判断を進めて、守るべき農地を明確に分けていきたいと考えております。

また、中間管理機構との連携については、機構は荒廃農地はまず預からないという意味表示をされているんですが、機構についてこういう利用の意向がありましたということをお伝えしなければならぬと法律で定められているので、このように記載させていただきました。続きまして22ページ、担い手への農地利用の集積・集約化についての推進方法についてですが、①人・農地プランの見直しについて、地域における農業者等による協議の場に農業委員として積極的に参加し、人・農地プランの作成・見直しに協力する。②中間管理機構との連携について関係機関と連携し、貸し手・借り手の意向をふまえたマッチングを行う。③利用調整と利用権設定について、担い手の意向をふまえた農地の集約化のための利用調整、交換と利用権の再設定を推進する。こちらについては記載の通りであります。①の地域における農業者等による協議の場というのは、人・農地プランの見直しのための話し合いの場であります。こちらについても、今年以降また農林課の方でそういう場を設けたいとうかがっていますので、また委員の皆様にはそれに関するご案内をお送りいたしますので、積極的にご参加いただけるようお願いいたします。続きまして、新規参入の促進について、具体的な推進方法については①に中間管理機構との連携について、関係機関と連携し、情報収集を行い、新規参入者の確保に努める。②農業委員会のフォローアップについて農業者のための説明会やイベント等に積極的に参加することで、情報収集に努め、新規就農者のフォローアップ体制の整備に努めると記載しております。指針の説明については以上であります。何かご指摘やご質問等がありますでしょうか。

会長	ありがとうございました。それでは、ただいまの指針の件について何かご質問等はございませんでしょうか。
〇〇委員	ちょっといいですか。今ほどの説明ですと、集約率にしても、遊休農地の解消目標にしても、農地面積3,640haというのはずっと変わらないんですが、非農地の判断で結局は田になっても非農地というものは、農地の面積が減ると思うんですが、それがずっと平成35年まで一緒というのはどうなんですか。それが減っていけば集約率とかそういう数字も変わってくるはずなんで、片方で非農地の判断をしると言って、農地面積が変わらず集約をしるとするのは、どうしたらいいのでしょうか。そこら辺はどういう風にお考えですか。

事務局	トータルの農地の面積については、今後の推移がこうなるであろうという数字を、現在の時点で明確にお示しするのは難しいので、その項目は現状値を引き継いで、あくまでも参考として、集積率というのが目標の数字ですので、実績として、例えば32年で農地が若干減って3,600haになれば、その時点で集積率が81.4%というのを目指したいということです。集積面積ではなくて、率を目標の核として考えさせていただきたいと思います。管内の農地面積がその年々で変わった場合は、その年に対応した集積率を目標として出したい。集積率があつて集積面積が出てくると。トータルの面積の変化に応じて集積面積はその都度変わる可能性があるんですが、目標とするのは集積率であると思っていただきたいと思います。
〇〇委員	じゃあ、遊休農地の面積はどんどん減っているわけですが、これも非農地扱いになればどんどん減っていくわけですね。
会長	そういう消極的な話ではなくて、あくまでも農業委員として、優良農地を守るという点では、そういう設定をしていかないといけないということです。結果は結果として、その都度変更していけばいいと思います。目標の一つとしてこのような設定がよろしいかと思ます。
事務局次長	けて消極的にどんどん減らそうという話ではないので、目標とする農地は小矢部市の大事な農地なので数値としてしっかり守っていくというのが前提にあります。その後、個別でその年その年の数字を出していきながら判断していくような形になると思います。片方でそういう話はしっかりと協議をしていかないといけない話なんです。私達農業委員会としてしっかりと農地を守っていくということも大事な業務だと思っておりますので、その辺を少しご理解いただいて、私達もしっかりと勉強をしていきますので、この計画についてはこういう数字を出させていただきたいと思ます。
〇〇委員	あと、非農地の決議をしても、最終的には地権者の方が、決議をもらっても出さなければそれまでなので。
事務局次長	地権者の方の意向も非常に大きな情報となってくるので、その辺も絡めて対応していかないといけないと思ます。
〇〇委員	わかりました。
会長	それでは、無いようですので、「異議なし」として議案第21号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは、「異議なし」として、議案第21号については「承認」といたします。これで付議議案はすべて終了いたしました。次に報告事項について事務局より説明していただきます。
事務局	報告事項説明 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2) 業務報告・予定 3) その他

会長	それでは、ただいまの件についてであります、ご質問等はございませんか。
〇〇委員	活動報告は毎月出さないといけないんですか。
〇〇委員	冊子のまんまで出すんですか。
事務局	今までですと、半年に1回だったんですが、これからは細かい報告をしていただく必要があります。というのは、基本の農業委員さんの報酬に上乘せ分というものが出てまいりますので、お手数ですが、細かい報告をしていただく必要があります。
事務局	今月はお持ちでない方もいらっしゃるの、次回からにしたいと思いますが、総会開始時に一度冊子ごとお預かりします。そして、総会中にコピーを取らせていただいて、終了後に原本をお返しいたします。次回、7月分と8月分のコピーを取らせていただきますので、また記入漏れの無いようお願いいたします。毎回総会の時にはこちらをお持ちください。その月の活動が無くても持ってきてください。よろしくお願いいたします。
〇〇委員	それは7月20日分以降ですか。続投の委員は。
事務局	続投の委員さんは7月20日以前のものであれば書いておいてほしいです。それから、7月20日以降の報酬ですが、8月10日にお支払予定です。前回の説明会で、会長は月額1万7千円、委員さんは1万2千円とお伝えしましたが、7月分は日割りで計算した額をお支払いいたします。続投の委員さんについても、19日までの改正前の金額の日割と、20日以降の改正後の日割りで計算した額を合わせてお支払いいたします。よろしくお願いいたします。
事務局次長	最後に報告だけ。7月28日に29年度富山県西部地域農業委員会連絡協議会がございました。そこで呉西地区の会長さんの会合なんですが、高田会長がその中の副会長になりましたので、併せて報告をさせていただきます。あと、県の農業会議の方へも理事として、これから出席されることとなりますのでこちらもご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。
会長	初めての慣れない会議に出まして、言われるがままに従ってきました。申し訳ないです。
会長	以上で無いようでしたら、本日の案件についてはすべて終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を職務代理よりお願いします。
職務代理	皆さん、長時間に亘り大変ご苦労までございました。初めての委員さんも今回の総会で少し何されたと思いますが、次回からまたご協力をお願いしたいと思います。明日から台風が来るような話もあります。天候は暑いですが、体に気を付けて頑張っていたいただきたいと思います。本日はご苦労様でございました。
	8月総会終了

上記のとおり総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名する。

平成29年8月7日

会 長 高 田 法 定

議事録署名委員 2 番 宇 川 傳 浩

3 番 中 島 一 朗